

## 豊後における在町商人の研究

— 島原領高田町の佐田屋をめぐる —

長 友 禎 治

- 一、はじめに
- 二、佐田屋の創立と分家・出店の創業について
- 三、佐田屋と中津商人について
- 四、佐田屋の営業状態について
- 五、おわりに

### 一、はじめに

大分県地方史研究会の結成以来、現大分県域に関係する近世史の諸問題については、その研究は、年ごとに深度を深めて来ている。にもかかわらず、こと流通史の分野にあつては、その研究は昨今やっとその端緒に着いた感が強い。

大分合同新聞社発行の『大分の歴史』の近世編各巻に見られる豊田寛三氏をはじめとする諸氏の、県下各域における各城下町及び在町流通史に関する着眼は、県下における近世流通史研究に対する様々な課題を提起する大きな契機となつた。

この小稿は、そうした研究の成果に触発された結果、江戸期一商家の商業帳簿の分析に着目し、試行錯誤の過程を経て一応

の解説を終えた段階での中間的報告である。

内容は、江戸期を通じて、肥前島原領の豊前豊後飛地たるいわゆる「豊州御領」の中心であった豊後高田町に所在した商家「佐田屋」の帳簿類を通して、当家及びその支店―出店の創立と、その営業の実態とについて若干の考察を試みたものである。

本稿に使用した佐田屋の史料は、現豊後高田市新町に居住される賀来弘之氏宅に伝えられる約三〇〇点に及ぶ帳簿類であり、加えて別府大学文学部が所蔵する一〇〇点余の帳簿の内から後者全点と前者の内、必要部分を解説・検討したものである。

解説作業及びノートは、昭和五十四年度中の一年を通じて、筆者及び住本美穂・瀬口敦子の共同研究として行われたものである。共同研究「近世期辺地における流通に関する問題」―近世期在町商人の史料紹介―と題するレポートの一部をなすものである。

なお、用いた史料の番号のうち「賀史」は、賀来弘之氏史料（既刊「賀来弘之氏所蔵文書目録」）を意味し、「佐史」は別府大学文学部所蔵佐田屋史料（既刊・所蔵目録「丙号」）を指す。

（この項、後藤加筆）

## 二、佐田屋の創立と分家・出店の創業について

### (ア) 高田佐田屋

高田佐田屋の初代賀来太郎兵衛惟氏は、豊前国下毛郡中津博多町の商家山蔵屋賀来惟之の第六子である。高田佐田屋は惟氏が元禄六年（一六九三）豊後国国東郡来繩郷高田村に移り創業するの<sup>(1)</sup>に始まると云う。

これより先、父惟之は延宝二年（一六七四）に死没するが、その後を継いだ惟氏の兄惟昌が十九歳と年少であったため、叔父にあたる佐田村の大庄屋賀来太郎兵衛惟定がその後見として家業の運営にあたった。惟定は後見人として良く尽くしたようで、惟昌・惟氏兄弟の強い信頼を受けており、惟昌はその恩恵に対し、それまでの屋号山蔵屋を、惟定の住所佐田から取って佐田屋と改称し、その一族もこれに倣っている。特に惟氏は惟定に請うて、その猶子となることを許され、太郎兵衛の名を貰い受けている。以後彼の子孫はこの名を代々世襲しており、芝崎に分家した惟原も、惟定が太郎兵衛を改名したときの名

である藤兵衛を名乗っている。

さて、惟氏によって創業された当時の高田佐田屋の状態は賀来弘之氏所蔵文書によってみると、その中に元禄六年に分家以前の、左に掲げる貞享二年（一六八五）の「仕上帳」（「賀史」）が含まれていてある程度推察することができる。

乙貞享貳年

出見世時

弥七

丑五月十三日暮迄仕上

この間の経過を系譜によってみると、天和年間（一六八一〜一六八三）惟氏の兄惟春なる人物が、すでに高田に店を出しており、貞享四年に屋号を中津屋と称し、翌元禄元年には山蔵屋と改称している。しかし「土地ノ風ニ合スル能」わざるために惟氏が元禄六年これに代わって、商いを行なうようになったと云う。又惟春の幼名を弥七郎ということから先の貞享二年の「仕上帳」に記載されている「弥七」と同一人物と思われる。これによって高田佐田屋の前身は、天和年間から貞享三年にかけて惟春の管理のもとに、中津佐田屋の出店として営業を続け、翌四年新しく屋号を立てて独立した後、元禄六年惟氏へと変遷したものである。

次に同家が分家した当初の史料の内、元禄七年の「大福帳」の表記に「山蔵屋賀来太郎兵衛惟氏」とあることから、おそらく、惟春の店をそのまま引き継いだため、しばらく山蔵屋を称した後、佐田屋に改称したものと思われる。

その外、宝永五年（一七〇八）度の「仕上覚」には、元禄六年以後も中津佐田屋からの後見があったとみられる記事がある。すなわち

賀来太良兵衛

寶 永 五 戊 子 年 仕 上

此帳迄徳右衛門様分奥ニ御仕付被下候 覚

高書有

この「仕上覚」の表紙にある「徳右衛門」なる人物は、先述した惟氏の兄・中津佐田屋の当主賀来徳右衛門惟昌のことで惟昌が高田佐田屋の帳簿を創業当初より宝永五年（一七〇八）まで改めていたものと思われるのである。このように高田佐田屋が後見を受けた理由として、惟昌が十九歳で中津山蔵屋を受け継いだのと同様、高田佐田屋が分家した年の惟氏の年令が二十一歳と若いことがあげられよう。<sup>(2)</sup>

さて、後見を受けていた期間の「仕上覚」については、賀来弘之氏所蔵文書には含まれていない。これは、後述するが、芝崎佐田屋が高田佐田屋から分家した当初の「仕上帳」が三点と、高田佐田屋の出店の帳簿が賀来弘之氏所蔵文書中に含まれている例があることからみて、この期間の「仕上覚」は、おそらく後見を行なった中津佐田屋に保管されたのではないかと推察させるものである。

そして高田佐田屋が、営業上完全に本家から独立するのは宝永六年からで、同年の「仕上覚」には

賀来太良兵衛 従是見分

寶 永 六 己 丑 年 仕 上 覚

庚寅正月吉日改 惟氏（花押）

とあり、以後、惟氏が一人で「仕上覚」をしたためるようになり、年度毎の改め番号が記入されていることによっても知られる。

(イ) 芝崎佐田屋

芝崎佐田屋は、高田佐田屋賀来惟氏の養子であるところの、賀来藤兵衛惟原が享保十四年（一七二九）三十五歳で、芝崎に分家開業したのにはじまる。分家当初の芝崎佐田屋は、享保十六年・同十八年・元文二年（一七三七）の「仕上帳」が高田佐田屋に保管されていたことから、おそらく高田佐田屋からの後見があったものと考えられる。

同家は初代惟原以降、明治維新時の当主藤九郎惟清まで、江戸朝六代・一三八年の間に数度の好不況があったとみられるが、その内「是ヨリ以前 家道漸衰フ 惟信ニ至テ家政再ヒ振フ、」という記事が、「賀来氏系譜」の四代目藤九郎惟信伝にあり、それまで不振であった営業状態が惟信の代に好転したことが察せられる。惟信が当主であった期間は、三代目藤兵衛惟善が死去した文政四（一八二二）年七月八日より、惟信が死去した文政十一年十二月三日までの、七ヶ年のことである。惟信の死後、五代目藤兵衛惟熙の代となつてから、天保八年（一八三七）に出店を開設して営業規模の拡張を行なっていることからこの状態は続いていたものと推測できる。

この出店の初期の責任者については、天保十三年の「仕上帳」に、「當年藤藏夫婦上京入用 藤藏死去ニ付、子相分如<sup>①</sup>此相成候」とあることから、五代目惟熙の義弟たる賀来藤藏惟満が、開店当初の出店を管理していたものと思われる。

芝崎佐田屋の出店の内、営業内容が比較的判かるのは、この天保八年に開設された出店であるが、それ以前の出店からの収益が宝暦四年（一八五四）から同七年の「仕上覚」に記載されている。

その内、宝暦五年の「仕上覚」によると、

一、四ノ四百目 津出店分

一、九百四拾三匁 上出店分

と店名の記載があり、この内「津出店」は、その名称からして商品流通の中核地である港灣部に設置されていたのであろう。

さて宝暦七年以後、この出店二店が、いつ頃まで経営されていたかについては、明確な年代は判からぬが文政六年（一八

二三) から天保八年までの「棚卸帳」に出店からの収益の記載がないことから、宝曆七年から文政六年の間には閉店されたのであろうか。

(ウ) 金谷佐田屋

金谷佐田屋は、現在の豊後高田市金谷町に高田佐田屋から分家した店である。

同店の創業の経過については、分家する以前は高田佐田屋の出店として「前見世」「芝崎出店」と前後して、明和三年(一七六六)に開設されている。これら金谷出店をはじめとする、出店三店の帳簿は、いずれも高田佐田屋に保管されており、帳簿の改めにあたっては、賀来九郎兵衛と本店から送られた、見世方・世話方という役職の者が行なっている。「賀史」この九郎兵衛なる名には、金谷佐田屋の当主がいるが、出店三店の帳簿にある人物は、その年齢から、高田佐田屋の三代目賀来九郎兵衛惟村と思われる。「賀来氏系譜」の惟村伝によると、

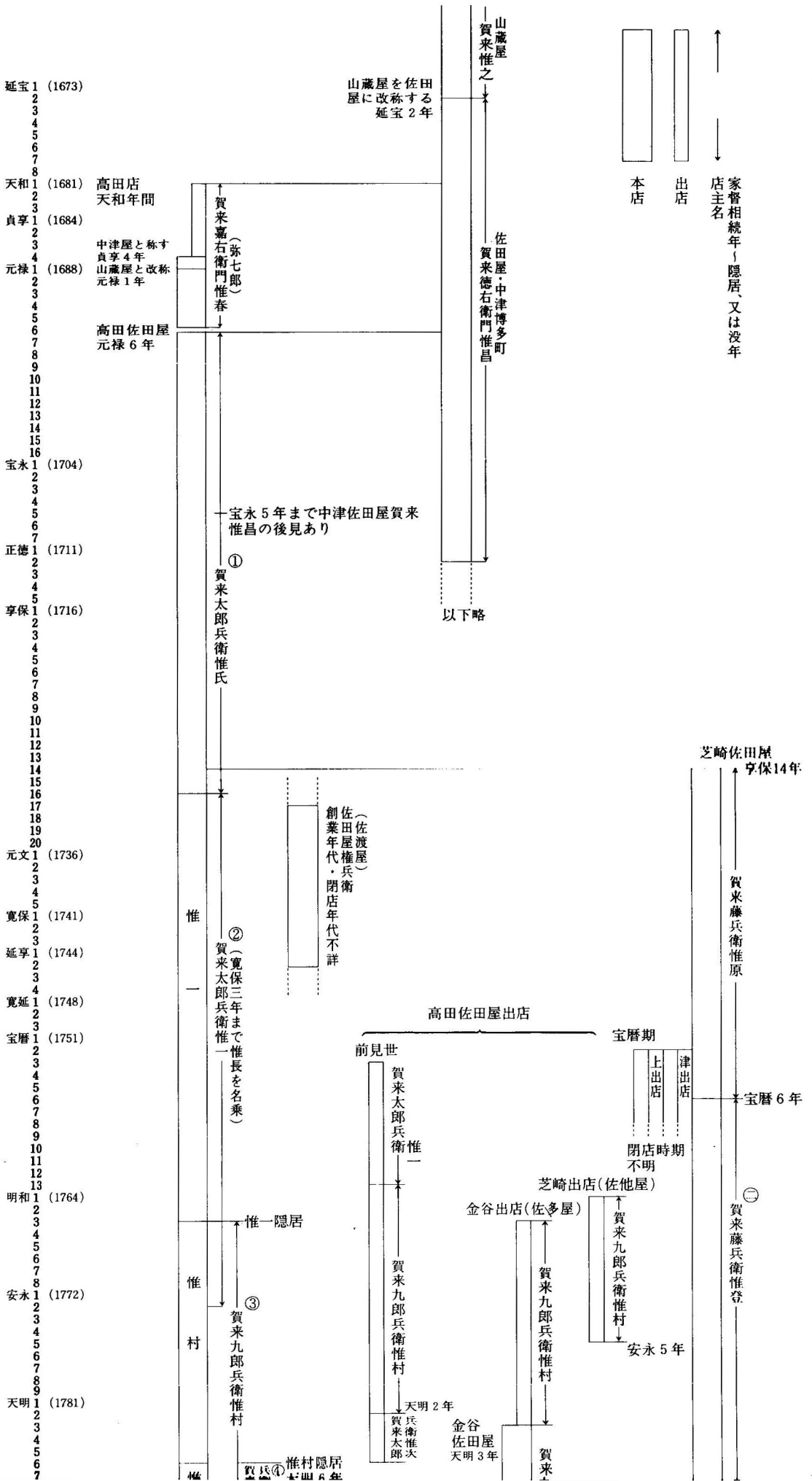
(首略) 老テ子ナシ 義弟惟長ヲ養テ 同所金谷町ニ居シ 別ニ一家ヲ為ス 家号ヲ佐田屋ト号ス 故ニ其家の太祖トス  
(中略) 寛政十年戊午八月四日卒 三十金谷町 (以下略)

とあり、高田佐田屋を隠居した惟村は、金谷に一家をたて、同家の初代となって弟九郎兵衛惟長をその養子とし、その後を継がせ同地で死去したことになっている。

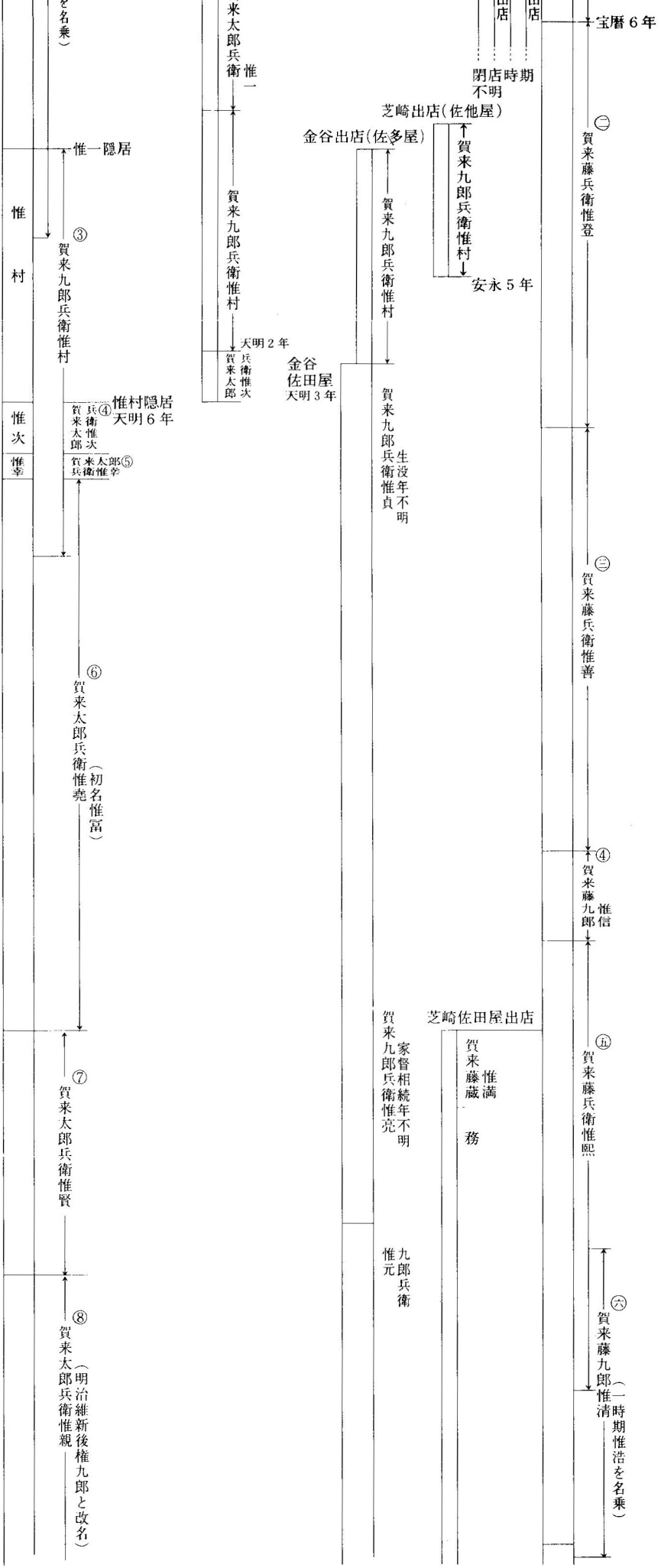
それでは金谷佐田屋の分家したと思われる年を、先に述べた本店所蔵の史料によってみると、金谷出店時の帳簿(「賀史」)が天明二年(一八八二)まで保管されており、又系譜の惟長伝に「天明三年癸卯某月某日金谷ニ移」<sup>(4)</sup>ともあることから、同家が分家独立するのは、天明三年のことであると思われる。

次に問題となるのは、惟村が本家の当主をいつ隠居したかということになるが、本店の「仕上覚」に書かれている名義から、これを確認すると、先に金谷店が分家したと考証した天明三年より後のことになっている。佐田屋の場合、店主もしくは

# 佐田屋店系統図



6  
7  
8  
9  
10  
11  
12  
13  
 明和1 (1764)  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
 安永1 (1772)  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
 天明1 (1781)  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
 寛政1 (1789)  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
 享和1 (1801)  
2  
3  
 文化1 (1804)  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
 10  
11  
12  
 文政1 (1818)  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
 10  
11  
12  
 天保1 (1830)  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
 10  
11  
12  
 弘化1 (1844)  
2  
3  
 嘉永1 (1848)  
2  
3  
4  
5  
6  
 安政1 (1854)  
2  
3  
4  
5  
6  
 万延1 (1860)  
文久1 (1861)  
2  
3  
 元治1 (1862)  
慶応1 (1863)  
2  
3  
 明治1 (1864)  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9





代理の管理者が帳簿を改め、表紙にその名を記入しているが、惟村の次ぎの当主・賀来太郎兵衛惟次が、初めて改めたのは天明七年正月吉日である。

これらを総合して、金谷佐田屋の創業までの経過を考えると、惟村は明和三年から金谷出店を管理すると共に、翌年養父賀来太郎兵衛惟一の後を継いでいて、天明三年には、当時三十三歳の義弟惟長を養子として金谷に送り分家させ、これを後見したのであろう。そして、同七年金谷佐田屋に移り隠居したのであろう。

(五) 佐田屋権兵衛方

佐田屋権兵衛方関係史料は、賀来弘之氏所蔵文書に、享保十七年(一七三三)から寛保三年(一七四三)までの帳簿が含まれている。

この内、佐田屋権兵衛は芝崎佐田屋賀来藤兵衛惟原と共に、高田佐田屋の享保七年から同十八年正月までの「仕切算用差引覚書」を認めている。この期間は、享保十六年に高田佐田屋において、初代惟氏から惟原の義兄惟一への代変わりがあった年の前後約十年にあたる。おそらく一族の者によって、この時期に高田佐田屋への経営上の協力があったのであろう。

このように、佐田屋権兵衛方と高田佐田屋とは深い関係にあったことから、賀来権兵衛はその一族と思われる。しかし権兵衛については「賀来氏系譜」中に、同一人物と思われるものはなく同家の創業年や店の置かれていた場所等も不詳である。

三、佐田屋と中津商人について

(ア) 高田佐田屋と中津亀屋

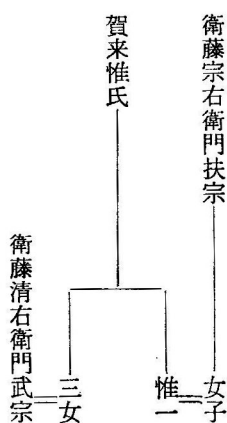
高田佐田屋は、初代賀来惟氏が豊前国中津から移り住んだためか、中津亀屋衛藤氏・豊前国築城郡の大坂屋伊勢田氏・同所安部氏との関係が深い。中でも中津亀屋衛藤氏との結び付きは特に深くその詳しい内容は次の「賀来氏と衛藤氏の婚姻図」の示すとおりである。又衛藤氏は、高田佐田屋以外に中津佐田屋との間にも、婚姻を結んでいることから、両氏との関係の深さが<sup>15)</sup>

うかがえる。

さて、衛藤氏についての、詳しい系譜は不明であるが、当氏は「中津市令録」<sup>(6)</sup>によると、代々町年寄を勤めている家柄であったようである。

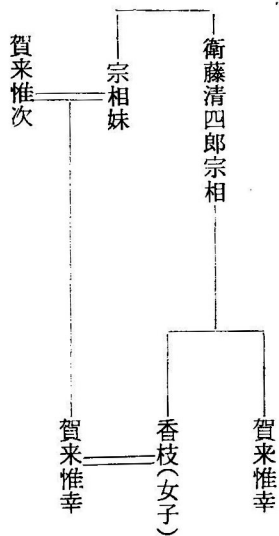
賀来氏と衛藤氏との婚姻図

中津における衛藤氏の町年寄役(市令録)より)



寛保元酉年被仰付候

龜居  
衛藤清右衛門武宗



明和二酉十一月

同 七年八月御免

再役 天明三卯二月七日

同 四辰十一月廿六日仍願免

龜居  
衛藤清四郎宗相

賀来 惟堯

衛藤清助寛

惟賢

惟克

女子

文化十二亥九月廿二日

堀川町組

龜屋

衛藤惣右衛門宗寛  
改名惣大夫

文政四巳十一月

桜町組替

又清助

同六未三月

文政八酉十月  
新博多町組

古魚町組替

古魚町組替

新博多町組替

天保十二丑十一月差免し

天保十五辰九月八日再役

龜屋

桜町組

衛藤清助宗寛

嘉永元申九月廿五日御免

嘉永三戌十二月

古魚町組先ニ出ル

嘉永二年酉正月十一日

龜屋

桜町組

衛藤清助宗寛

同 三年戌十二月

古魚組

同 四亥十二日十五日

京町組

安政六未十月

古博多町

(4) 芝崎佐田屋と中津商人

芝崎佐田屋においても、本家高田佐田屋同様に、兵庫屋井上氏・播磨屋鷹取氏・井筒屋嵯峨氏等、中津商人との婚姻を結んでおり、又特に同家において、入婿養子が多いことが特徴である。

因みに当主の実父と妻についてみると次のとおりである。

初代 賀来藤兵衛惟原

実父 中津兵庫屋 井上清兵衛重保

妻 中津桜町播磨屋 鷹取氏

二代 賀来藤兵衛惟登

実父 中津兵庫屋 井上甚右衛門某

妻 前妻惟原長女 後妻准原三女

三代 加来藤兵衛惟善

実父 惟登

妻 中津井筒屋 嵯峨徳右衛門某娘

四代 賀来藤九郎惟信

実父 中津兵庫屋 井上利兵衛

妻 前妻惟善次女 後妻惟善三女

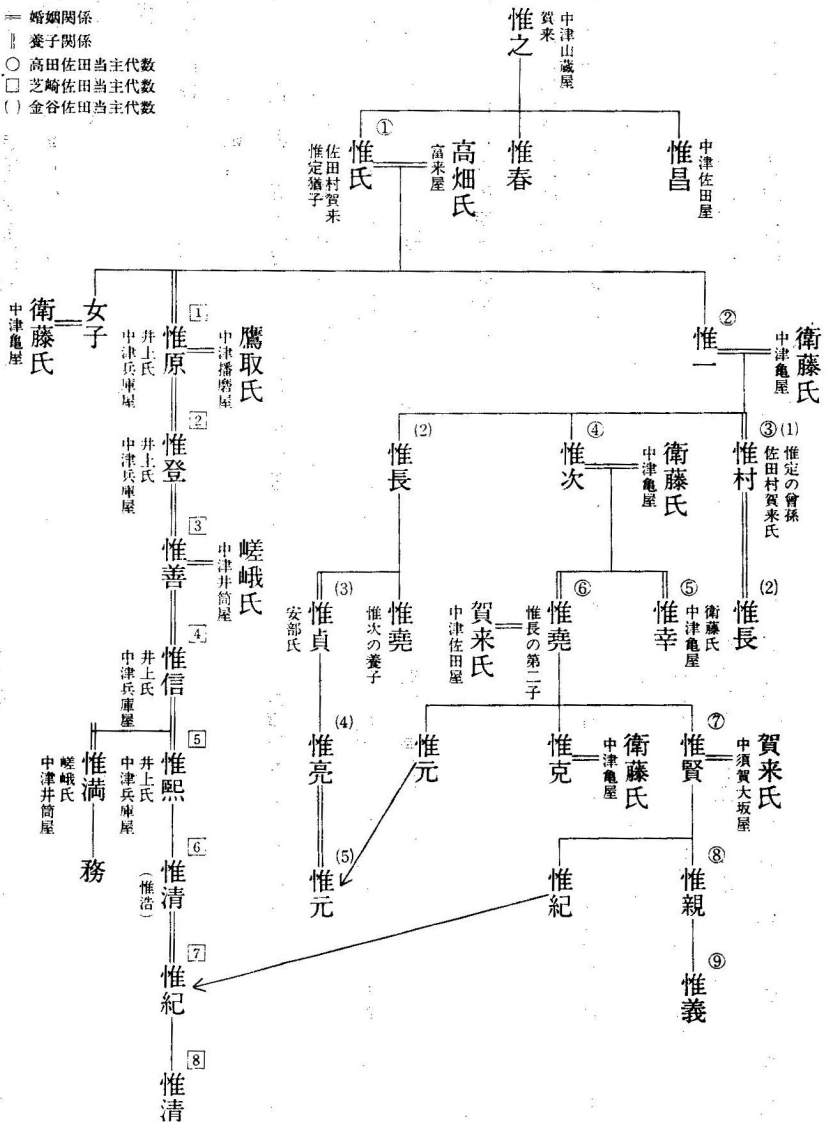
五代 賀来藤兵衛惟熙

実父 中津兵庫 井上源左衛門重基

妻 惟信長女

# 佐田屋賀来氏系図

- 婚姻関係
- 養子関係
- 高田佐田当主代数
- 芝崎佐田当主代数
- ( ) 金谷佐田当主代数



賀来藤藏惟満

実父 中津井筒屋 嵯峨徳右衛門某

妻 惟信次女 後妻あり

六代 賀来藤九郎惟清

実父 惟熙

七代 賀来藤三郎惟紀

実父 賀来太郎兵衛惟賢

以上のように、五代惟熙の養子惟満と七代惟紀以外の養子は、すべて中津兵庫屋井上氏の出である。井上氏の系譜は不詳であるがその一族と思われる兵庫屋井上清兵衛重基が文化五年（一八〇八）から文政五年（一八二二）まで、中津の堀川町組・古博多町組の町年寄をつとめている。<sup>(8)</sup> 又同氏が取扱っていた商品については、明治十九年（一八八六）段階では、中津新博多町兵庫屋井上利兵衛方では、「呉服」「太物」「嫁入小袖」を扱い、「質商」も兼ねていた。

#### 四、(一)、佐田屋の営業状態について

高田佐田屋と出店三店

高田佐田屋の、初期における収支状態については、賀来弘之氏所蔵の「仕上覚」によって、分家後に中津からの後見を受ける最後の年である宝永五年（一七〇八）から宝暦元年（一七五一）までを通年して知りうる（表1）。これによると、同店は三十七年間黒字を続けているものの、年度ごとの収支に大きな上下変動がみられ、しかも次第にその益高が低くなってきており、享保十五年（一七三〇）には赤字に転じている。これは、前年に初代惟氏が、芝崎に養子惟原を分家させており、この高田佐田屋の収支の悪化は、芝崎佐田屋への、投資が影響したものとと思われる。残念ながら分家当初の芝崎佐田屋の帳簿が残っ

ていないので、その投資額などについては明らかでない。

その後、元文三年（一七三七）より再び黒字になるが、延享元年（一七四四）、一時再び赤字を示して持ち直したのち、寛延三年（一七五〇）・宝暦元年と、二年続けて赤字になっている。おそらくこれは、寛延二年に領主深溝松平氏が下野国宇都宮に移封されたことによる社会的動揺と無関係ではあるまい。

次に宝暦元年以後については、「仕上覚」が断片的にしか残っていないため、同氏所蔵の「大福帳」で補うことにする。この「大福帳」が記録している期間は、宝暦二年から天明四年（一七八四）までの七十五年間である。これは高田佐田屋の出店が設置された期間、つまり宝暦三年に前見世を開店し、天明三年に金谷出店が分家独立した期間と、ほぼ一致する。そこで、以下本店と出店との関係を収支状態の面からみることにする。

「大福帳」（表2）によると、宝暦六年を頂点とした収支が、次第に下降しはじめ明和六年（一七六九）を境として赤字を続けている。この間数度に亘って収支の停滞、又はやや回復を示しているが、これは出店の開店時期とほぼ一致する。その内、宝暦十三年から翌明和元年と、明和三年から同五年に、ややもちなおしがみられるが、この間明和元年芝崎出店が、同三年には金谷出店が開店され、翌四年には二代惟一が隠居しているのである。

これらあい次ぐ出店の設置による投資が影響したのであるうか、赤字に転落後の安永五（一七七六）年には芝崎出店を閉店し、天明三年には金谷出店を独立させ、同六年前見世を閉店して、設備投資的負担を取り除いてたらしい。

それでは、各出店の営業状態はどのようなものであったのだろうか、次に各店の帳簿をみることにする。

この帳簿には過上金額表示部分に、商家特有の数字を漢字で表現したいわゆる符牒があり、これは本店の「福貴帳」にもその例がある。一部解明できない符牒もあるが、帳簿内の計算に

符牒解読表

漢字	(符牒) 数字
辺	2
原	4
道	5
正	6
未	7
亥	1(カ)
子	不説明
力	不説明
久	不説明

よって、解明できたものについては、前ページ表に示す通りである。

これによって各店の営業状態を見ると(表3)、出店の中でも三十三年間と、最も長い期間営業を続けた前見世では、それほど高い収益は上げてはいないが外に掛金からの収入もあったため上々の営業内容であったといえるだろう。ただ宝暦十一年・十二年と赤字を出しているが、十三年には営業担当者が賀来惟一から惟村への移行がみられる。

次に、前見世の後に開店された、芝崎出店(表3)ではあまり高い収益は上げておらず、明和八年「利なし」となった後、安永三年(一七七四)・同四年と、急激な落ち込みを示している。そのためか、十三年余で閉店されている。これは同店の立

表1 高田佐田屋収益表

年 代	収 益	年 代	収 益
宝永 5 (1708)	貫 匁 20.000	享保15(1730)	貫 匁 4.170
6	8.100	16	17.100
7	12.200	17	12.470
正徳 1 (1711)	12.200	18	570
2	17.700	19	(-) 15.025
3	25.100	20	(-) 23.115
4	22.100	元文 1 (1736)	(-) 5.710
5	5.800	2	1.660
享保 1 (1716)	31.000	3	6.215
2	24.500	4	1.400
3	1.400	5	2.150
4	30.900	寛保 1 (1741)	10.650
5	15.100	2	11.050
6	11.000	3	12.690
7	6.770	延享 1 (1744)	(-) 5.840
8	230	2	790
9	390	3	(前年分含)
10	7.400	4	12.200
11	16.060	寛延 1 (1748)	2.140
12	8.350	3	10.690
13	850	2	(-) 6.390
14	(-) 8.100	宝暦 1 (1751)	(-) 700



地として、先に惟原が分家して近くの芝崎に店を設けていたことからの関係や、また安永二年、領主戸田氏が下野国宇都宮に移封されたことも大きく影響したものであろう。

さて、出店のなかで金谷出店は最も良好な収益を上げており(表3)、おそらく惟村は天明三年に同店を分家独立させるにあたっては、この営業内容を考慮して分家後も十分営業できると判断したのであろうか。

表2 高田佐田屋収支表

年 代	店 改		借 用		残 高	
	貫 匁 分 厘	貫 匁 分 厘	貫 匁 分 厘	貫 匁 分 厘	貫 匁 分 厘	貫 匁 分 厘
宝暦 2 (1752)	36.800.5.9	14.551.7.5	22.248.8.4			
3	38.807.7.7	16.303.4.0	22.504.3.9			
4	40.491.9.5	14.637.9.6	25.854.0.0			
5	41.640.5.0	13.967.0.0	27.673.5.0			
6	44.897.0.9	16.158.7.5	28.738.3.4			
7	36.979.1.5	18.748.2.2	18.238.9.3			
8	44.879.1.2	19.727.5.0	25.151.6.2			
9	34.086.6.9	15.112.4.0	18.974.4.9			
10	37.777.2.3	20.352.2.0	17.425.0.0			
11	30.910.3.2	20.189.4.0	10.720.9.2			
12	34.020.6.3	28.494.2.0	5.526.4.3			
13	34.346.5.0	26.936.5.0	7.410.0.0			
明和 1 (1764)	33.768.0.0	25.955.0.0	7.813.0.0			
2	31.608.9.9	26.790.5.0	4.818.4.9			
3	37.877.7.6	36.283.6.0	1.594.1.6			
4	36.198.8.1	35.260.1.0	938.7.1			
5	35.107.9.0	33.944.0.0	1.163.5.0			
6	31.937.0.0	35.443.0.0	(-) 3.506.0.0			
7	30.256.8.0	40.069.3.5	(-) 9.812.5.5			
8	30.083.2.2	39.302.5.5	(-) 9.219.3.3			
安永 1 (1772)	34.645.1.1	40.541.6.0	(-) 5.896.4.9			
2	38.172.6.0	42.579.0.0	(-) 4.406.4.0			
3	38.680.2.0	43.011.3.0	(-) 4.331.1.0			
4	41.594.4.0	45.033.0.0	(-) 3.438.6.0			
5	41.691.6.0	45.969.0.0	(-) 4.277.4.0			
6	39.895.2.0	50.133.1.0	(-) 10.237.4.0			
7	40.565.7.0	56.316.9.0	(-) 15.751.2.0			
8	33.681.6.0	61.674.1.0	(-) 27.992.5.0			
9	37.269.0.0	71.579.0.0	(-) 34.310.0.0			
天明 1 (1781)	42.606.9.0	77.395.0.0	(-) 34.788.1.0			
2	43.502.4.0	77.813.0.0	(-) 34.310.6.0			
3	48.547.8.0	83.685.5.0	(-) 35.137.7.0			
4	49.139.1.0	85.813.5.0	(-) 36.674.4.0			

(後藤重巳・昭和54年10月・大分県近世史研究会発表史料より)

表3 高田佐田屋出店収支表

年 代	前見世 貫 匁 分	芝崎出店 貫 匁 分	金谷出店 貫 匁 分
宝暦3 (1752)			
4	558.5		
5	909.7		
6	1,598.0		
7			
8	1,209.0		
9	428.0		
10	1,500.0		
11	(-) 2,420.0		
12	(-) 185.0		
13	305.0		
明和1 (1764)	1,098.0	亥口	
2	1,422.0	1,500.	
3	690.0	2,000.	2,060
4	178.6	340.	2,130
5	541.5	1,485.	6,753
6	1,403.4	1,780.	7,170
7		2,112.8	4,363
8		(利なし)	(利なし)
安永1 (1772)	2,521.5	745	2,012
2	4,975.0	1,282.8	子,750
3	子,660.0	(-) 4,393.4	亥口,400
4	179.1	(-) 6,716.9	7,114
5	746.9		,670
6	142.2		カ,532
7	1,177.8		子,600
8	1,037.4		4,303.8
9			326
天明1 (1781)	631.2		
2			
3	712.0		
4	546.0		
5	440.3		

(一)、芝崎佐田屋と出店

(ア) 芝崎佐田屋本店

芝崎佐田屋関係の史料は本店の商業文書を中心としたものと、出店の商業文書の二群からなる史料が別府大学に所蔵されている。この内、出店分は開設された天保八年（一八三八）から明治七年（一八七四）まで、安政二年（一八五五）・明治五年分を除いてそろっており、これによって開店時から明治初期までの、通年の営業状態がおぼろげながら解明できる。しかし本

店分については、宝暦八年（一七五八）から文政五年（一八二二）の六十四年間の史料が欠落しているのははじめ、極めて断片的にしか残っておらず、このため通年した詳しい営業状態を知ることがむずかしい。その内、比較的収支と営業状態が解明できるのは、先述した六十四年間の史料が、欠落している期間をほとんど分家後約三十年間（享保十四年から宝暦七年まで）と嘉永元年（一八四八）以後が、のみについては一応まとまって知ることができる。

以下、本店の収支変動からみた営業状態を順次追っていくことにする。

さて、分家当初三十年間については、「仕上覚」がわずか七点しか残っておらず、売り上げ・支出等については、同帳簿の年のものしか解明できない。しかし収支変動については、各「仕上覚」に累年の過上分が記載されているために元文二年（一七三七）から宝暦七年までの収支状態をほぼ知ることができる。又元文二年以前についても、賀来弘之氏所蔵文書中に芝崎佐田屋の享保十六年（一七三一）・同十八年・元文三年の「仕上覚」三点が含まれていることによって、創業年の享保十四年から同十八年までの収支を知ることができる。（末尾表1）

そこで、これらの史料を用いて創業後三十年間の営業状態をみると、約二十年間（享保十四年から寛延三年まで）は高田佐田屋とはほぼ同様の変動を示し、延享元年（一七四四）に一時は両店とも赤字になっているものの、この期間は黒字を継続しており、又収入も、享保十六年から同十八年の二年間で二倍以上に、十七年目の延享二年においては、享保十八年の約七割の延びとなっている。

しかし寛延元年（一七五二）期より収益が伸びなやみ、宝暦二年以降赤字が連続している。この営業状態が悪化している期間、同家において「津出店」「上出店」の二店を開設しており、又現在の字佐市拜田の田畑（「佐史」四七丙五七号）を、買入れるなど、多方面への投資を行なっているためか宝暦五年の「仕上覚」に

八貫百拾四匁

不足

内

老ノ目大不足分

高田ノ合力

残而七ノ百拾四匁

不足

丑

正月改

とあるように、高田から「一貫目」もの援助を受けている。又当時社会的にも、豊後国において、行政・経済面での動揺があったとみられ、寛延二年には飛地として豊前国宇佐郡・豊後国東郡を領していた島原藩主深溝松平氏が、下野国宇都宮に移封されている。更には同年杵築藩から豊後国で最初の藩札が発行されており、以後各藩から藩札が発行されるようになってくる。

各藩の藩札発行年次

杵築藩 寛延二年（一七四九）

臼杵藩 宝暦三年（一七五二）

府内藩 宝暦四年（一七五三）

- 岡藩 明和八年（一七七二）
- 佐伯藩 寛政十年（一七九八）
- 日出藩 文化五年（一八〇八）
- 森藩 文化七年（一九一〇）
- 島原藩 安政元年（一八五四）

（高田通用）

藩札は、原則として、藩の自国領域内での流通にかぎられていたが、島原藩の「豊州御領」と呼ばれた飛地においては、實際流通面などの不便さからか近領の藩札が使用されるようになり、時代は下るが文政六年の「棚卸下帳」には他藩札の使用についての記載がある。<sup>12)</sup>

一、八〇五百三拾壹匁

安左衛門殿

杵・札・両替

不足かし

（中略）

中・札・カキ文替

一、四百五拾五匁

四百目

五分

一、百四匁

十匁かし

なお、島原藩の豊後高田飛地通用札が、芝崎佐田屋の史料にあらわれるのは発行から二年後の安政三年（一八五八）の「棚卸下帳」である。

一、貳匁八百目

高田札

三匁五百匁

さて、先述したとおり同家の史料は宝暦七年から文政五年までこれを欠き、しかも文政六年から嘉永五年までの二十六年間の史料も断片的にしか残っていないため、正確な統計を出すことができない。しかし(1)の「芝崎佐田屋」の項で先述したが、「賀来氏系譜」によると、四代惟信以前の営業状態は悪く、この間の文化八年（一八一）岡藩で起こった百姓一揆が、豊前・豊後に広がる大一揆となり、翌九年島原藩豊州御領においても三月四日から「豪富」の者に対して十年来の借金の帳消し、質物の反納、小作料の半減を要求して打ちこわしが展開している。これより先、高田や芝崎の町でも不穏な状況にあり、宇佐神宮領でも「党民の事」があったといわれている。<sup>(3)</sup>

その後、惟信が当主であった文政四年から同十一年の期間に収支が好転している。惟信の代の史料は、文政六年・同十一年の「棚卸下帳」が二点残っているのだが、いずれも系譜の記載どおり黒字を示している。

ここで、分家当初赤字の続いた寛延・宝暦年間と、惟信時代の文政六年・同十年の収入と支出高を比較することにする。前者は、収入の内、商品の「売り上げ」高が八十貫目台であるのに対し、「売り上げ」と「出店元入」を除いた収入、つまり「質」「貸し」「有銭等」の合計は、「売り上げ」の一割前後である。後者は「売り上げ」が三十貫と低くなっている。それに対して「質」「貸し」「有銭等」の合計が、「売り上げ」の二倍以上となっており、その収入高の内訳が大きく変化している。

事に注目しなければならぬ。又支出については、前者が二十貫目前後であるのに対して、後者は營業状態が良好な時期であるためか六貫百匁代と低くなっている。これらの相違は、佐田屋が惟信の代、あるいはその少し前から商品の取り扱い規模を縮小して、「質」「貸し」といった金融面に力を入れることによつて収支を回復させたのではないだろうか。

ただし、この場合問題となるのは、前者は「仕上覚」、後者が「棚卸（下）帳」と帳簿の形式に相違の見られることだが「仕上覚」と「棚卸下帳」の性格を確認するため、安政元年・同六年の史料を用いて、取り引き商品等の記載・勘定方法について、その内容を検討すると、まったく相違はみられない。この結果から分家当初の「仕上覚」と、惟信時代の「棚卸下帳」の勘定方法の違いは、年代差からくるものであり、宝暦八年から文政五年の間に、勘定方法が変更された時期があつたのである。

このように、同一店で勘定方法の変更があつた例は、同店においては寛延・宝暦期の勘定方法と、賀来弘之氏所蔵の芝崎佐田屋文書三点の勘定方法に違いがみられる。この享保十六年・同十八年・元文三年の史料によると、開店後間もない時期で、營業規模が小さいためか、その勘定方法は収入から支出を差し引くというごく簡単な勘定方法を行なっている。又後述するが、芝崎佐田屋の出店にもその例がみられる。

さて、惟信の代で營業状態を回復した佐田屋は、惟信の死後九年目の天保八年出店を開設しており、同年の出店の「仕上帳」によると

引差残而

九貫九百九拾五匁

七分七厘

戊正月五日改

九貫貳百九拾六匁

三分五厘

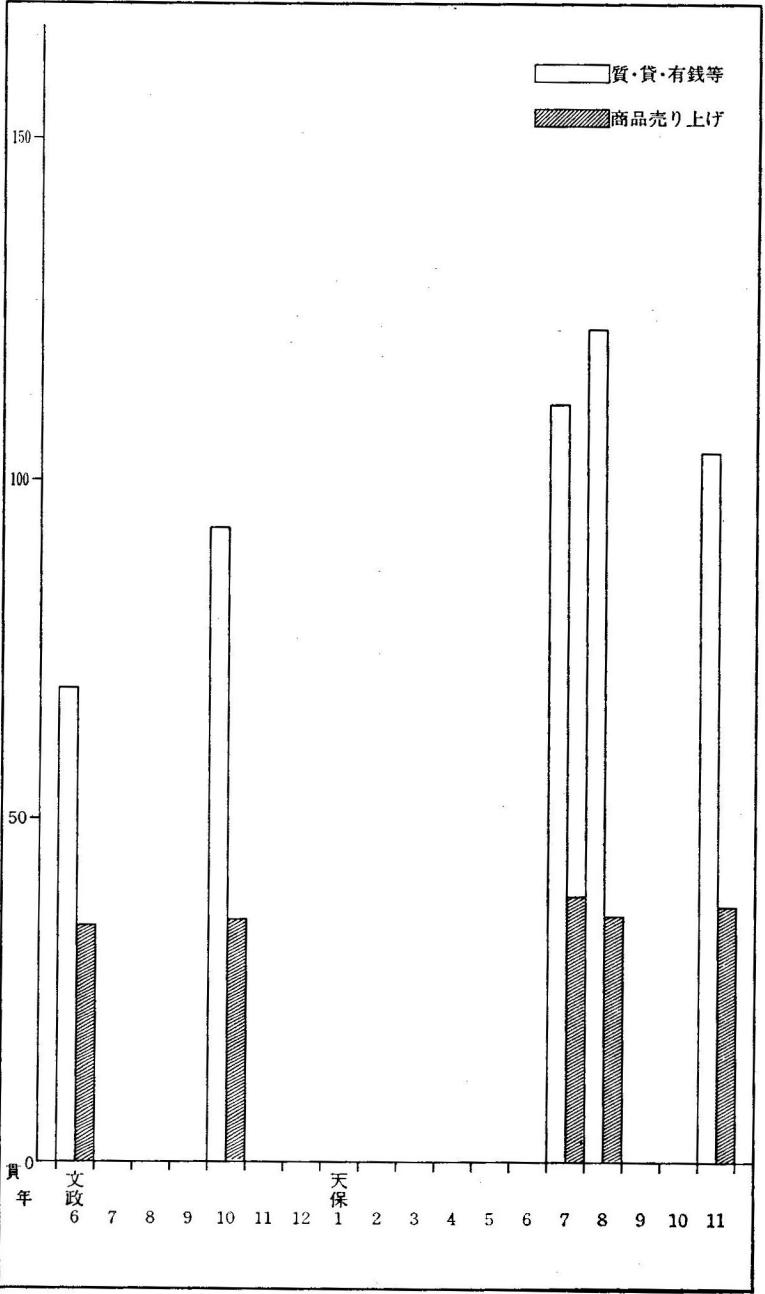
本家より入

との記載があり、出店へ「九貫貳百九拾六匁」もの投資を行なうことができたことは、おそらく惟信時代の良好な営業状態が継続していたことにより資本の蓄積ができ、出店の新設が可能となったのだろう。その間の本店の「棚卸下帳」によると、天保七年・同八年と黒字を示し、又収入の内「売り上げ」は惟信時代から変化はないが、「質」「貸し」「有銭等」の合計の伸びがみられる。これを表にすると次のとおりである。

さて、出店を新設して営業規模を拡大した天保八年以後約十年間についても、史料に乏しく、天保十一年・嘉永二年の「棚卸下帳」があるのみで、その間の営業状態は判断しにくい。右の表にあるように、出店への投資の影響であろうか天保十一年の「質」「貸し」「有銭等」の合計が「一〇四貫六七六匁八分四厘」となっており、同八年の「一二四貫五五六匁八分七厘」より約二十貫目もの減少を示し、収支も「九百四拾九匁式分六厘不足」とある。又九年後の嘉永二年には「売り上げ」が三十貫目代から六十貫目代へと大きな伸びがみられ、「質」「貸し」「有銭等」の合計にも増加がみられるが、収支が「不足貳匁四百四十匁式分五厘」と赤字で、「頼母子」「預り」による支出額も「五十六匁七百拾四匁五分」と異常に高い数値を示している。又出店においても、開店後五年目から六年間不振を続けていることから、おそらく本店においても、けっして良い営業状態ではなかったであろう。

その後の嘉永五年頃より幕末にかけ収支の急激な成長がみられ、特に第一次長州征伐のあった元治元年（一八六四）、史料のある年では最も高い収益「四拾七貫貳百五拾八匁六分四厘」をあげており、中でも「売り上げ」が「百八拾三貫三百三拾五





「六分壹厘」と「質」「かし」「有錢等」の合計「一九七貫六六匁三分二厘」に近く、高い数値を示している。しかし元治元年以前、嘉永五年から安政六年までの史料によると、「売り上げ」が嘉永二年に伸びた後七十貫目前後で停滞しており、むしろ「質」「貸し」「有錢等」の合計の伸びがみられこの間支出は次第に減少している。実際に「売り上げ」が、再び延びられるのは文久二年（一八六二）からである。このように収益が元治元年時代を頂点として延びた後、慶応三年（一八六七）収益が「八貫五百式拾九匁七分壹厘」下降していることから、この異常なほどの好景気は慶応期になると冷えていったのであろう。

(イ) 芝崎佐田屋出店

芝崎佐田屋の出店の史料は、天保八年（一八三七）から約三十年間通年して残っている。

この間、理由は判明しないが、時代によって帳簿の勘定方法が四回にわたって変更されている。その第一期は、創業から嘉永三年（一八五〇）までの十四年間で、勘定方法は同年代の本店と同様の勘定方法を用いている（表2）。ただし、出店では「質物」がないため「売り上げ」「貸し」「有錢等」の収入から支出を引いた改め高を、前年の改め高で差し引いて収益を算出している。この間の弘化四年（一八四七）まで、支出が一貫目以上の数値を示し、その内天保十四年から弘化四年まで赤字が続いている。

第二期は、天保十四年からの収支状態が回復して伸びだした時期にあたり嘉永四年から勘定方法が変更されている。これは前年の改め高でその年の改め高を引くのに変えて、「正月改元入」として二十貫目で改め高を差し引いている。この期間、なぜ勘定方法が変更されたか不明であるが、嘉永四年以後改め高が二十貫を下回る年はなく、その内、同年から安政元年（一八五四）の三年間は「有錢等」が十貫以上と高い数値を示している。

次に万延元年（一八六〇）再び勘定方法が変更されており、この第三期は改め高の勘定方法に違いがみられる。安政六年（一八五九）は、第二期から第三期への移行期であるため、第一期の勘定方法を用いているらしい。

表1 芝崎佐田屋帳簿内容表

年代	内容	分類番号	収 入			支 出	累年過上	収 支 勘 上	収 益	
			売り上げ	質	貸し					有錢等
			貫 匁 分	貫 匁 分	貫 匁 分	貫 匁 分	貫 匁 分	貫 匁 分	貫 匁 分	
享保14(1729)									貫 匁 分 310	
15									2.700	
16	27	17.945		2.536	600	15.240		(収入) (支出) 21.081 - 15.240	5.841	
17									7.180	
18	32	48.655.4		407.6	2.700	48.463		(収入) (支出) 51.763 - 48.463	3.200	
19										
20										
元文1(1736)										
2									158	
3	40	46.937		2.005	1.050	45.858		(収入) (支出) 49.992 - 45.858	4.130	
4									809	
5									7.068	
寛保1(1741)									2.976	
2									5.820	
3									6.536	
延享1(1744)									(赤字)	
2	1					17.710	68.901		3.010	
3									4.510	
4									796	
寛延1(1748)									(-)1.745	
2	2				2.300	27.600	71.173	(収入) (支出+累年過上)(前年不足) 101.166 - 98.773 - 1.745	648	
3	3				4.220	22.900	70.821	(収入) (支出+累年過上) 92.752 - 93.721	(-)968.6	
宝暦1(1751)									1.784	
2									(赤字)	
3									(赤字)	
4	4	89.751.2	380	3.739	4.293.5	5.130	35.810	69.646	(収入) (支出+累年過上) 98.163.7 - 105.446	(-)7.282.3





年代	内容 分類 番号	収 入		支 出	改	出 入 帳 差 し 引 き	収 支 勘 定	収 益
		売 上 げ	貸 し					
文久1(1861)	45	貫 匁分厘 23.436.3.7	貫 匁分厘 1.600.0.0	貫 匁分厘	貫 匁分厘 25.036.3.7	貫 匁分厘 7.202.1.4	(改) (出入差引) (前年改) 25.036 + 7.202 - 27.736	貫 匁分厘 4.502.1.4
2	47	23.598.2.6	1.600.0.0		25.198.2.6	8.956.0.7	25.198 + 8.956 - 25.036	9.907.9.6
3	49	26.804.6.2	1.600.0.0		28.404.6.2	6.476.9.6	28.404 + 6.476 - 25.198 + 0.266.7 (預り分)	9.709.9.9
元治1(1864)	51	27.807.9.9	1.600.0.0		29.407.9.9	8.262.2.8	29.407 + 8.262 - 28.404	9.265.5.9
慶応1(1865)	52	41.659.2.5	1.600.0.0	189.8.8	43.259.2.5	3.398.6.5	43.259 + 3.398 - 29.407 - 0.189 (支出)	17.060.0.3 (1.1)
2	53	52.042.5.7	1.600.0.0		53.642.5.7	2.848.3.5	53.642 + 2.848.3.3 - 43.259.2.5 (43.642.5.7)	13.255.2.5
3	55	47.733.5.7	1.000.0.0		48.733.5.7	15.913.0.2	48.733 + 15.913 - 53.642	11.004.0.2
明治1(1868)	56	992.4.6	1.000.0.0 (1.600.0.0)		38.592.4.6	22.657.8.7	(改) (出入差引) (前年改) 38.592 + 22.657 - 48.733	12.516.7.6
2	58	57.570.3.3	1.600.0.0		59.170	2.202.6.2	59.170 + 2.202.6.2 -	22.780.1.6 (4.0)
3	62	37.714.3.6	1.000.0.0 (1.600.0.0)		39.314.3.6	35.842.6.7	39.314.3.6 + 35.842.6.7 - 59.170	15.987.0.3 (6.0.4)
4	63-1	43.986.4.6	1.600.0.0		45.586.4.6	15.319.6.5	45.586 + 15.319 = 60.906.1.1 - 39.314.3.6 (56.906.1.1)	17.591.7.5
5	63-3				535円55銭4厘6			
6	64	747円47銭1厘	0	67円30銭	611円13銭5厘	(-)54円76銭3厘	611円13銭5厘 - 54円76銭3厘 - 355円55銭4厘	200円81銭6厘 (7)
7	67	756円93銭9厘	0	24円20銭9厘	775円97銭2厘	162円03銭4厘	775円97銭2厘 + 162円13銭4厘 - 611円13銭5厘	326円97銭1厘

表2 芝崎佐田屋出店帳簿内容

年代	内容	分類 番号	収 入			支 出	改	出 入 帳 差 し 引 き	収 支 勘 定	収 益
			売 上 げ	貸 し	有 金 等					
天保8(1837)		12	貫 匁分厘 8.716.9.2	貫 匁分厘 925.0.0	貫 匁分厘 2.181.1.3	貫 匁分厘 1.827 2.8	貫 匁分厘 9.995.7.7	(改) (本家より元入) (雑用) 9.995.7.7 - 9.296.3.5 + 0.270	貫 匁分厘 9.694.2	
9		14	13.928.6.2	1.072.2.9	766.6.6	1.103 4.3	14.664.1.4	(改) (前年改) (元入) 14.164.1.4 - 9.995.7.7 - 0.769.4.2	3.898.9.5	
10		15	15.208.7.0	1.984.7.0	574.4.4	2.160 4.1	15.607.8.8	(改) (前年改) (帳面入達) 15.907.8.8 - 14.664.1.4 + 0.164	1.107.3	
11		17	17.734.9.9	3.200.0.0	1.764.3.3	3.186 3.9	19.512.9.3	(改) (前年改) 19.512.9.3 - 15.607.8.8 (4)	3.905.4.5	
12		18	17.834.8.2	1.766.6.9	5.694.4.4	4.752 6.0	20.543.3.1	(改) (前年改) 20.543.3.1 - 19.512.9.3 (17.734.9.7)	2.808.3.2 (4)	
13		19	18.549.1.9	1.700.0.0	4.604.2.9	4.366 3.0	20.523.1.8	(改) (前年改) 20.523.1.8 - 20.543.3.1 (3)	(-) 20.1.5	
14		20	18.761.4.2	1.700.0.0	4.042.2.4	2.868 5.1	21.635.1.5	(改) (前年改) 21.635.1.5 - 20.523.1.8	1.111.9.7	
弘化1(1844)		21		1.700.0.0	4.858.3.1	2.289.7.0	21.051.9.3	(改) (21.471.9.8) - 21.635.1.5	(-) 583.2.2	
2		22	18.864.7.5	1.700.0.0	2.479.3.4	2.320.1.9	21.476.5.1	21.476.5.1 - 21.051.9.3	424.5.8	
3		23	20.679.6.6	1.700.0.0	0.951.3.1	2.618.9.9	20.711.9.8	20.711.9.8 - 21.476.5.1 (9.1)	(-) 764.5.3	
4		24	17.478.6.0	1.600.0.0	97.6.5	1.168.0.9	18.008.1.6	18.008.1.6 - 20.671.9.8 + 0.239.3.4	(-)	
嘉永1(1848)		25	15.114.8.4	1.600.0.0	3.041.7.8	967.0.4	18.789.9.2	18.789.9.2 - 16.923.8.9	1.866.0.3	
2		26	13.104.5.5	1.600.0.0	5.707.7.9	561.4.5	19.850.8.6	19.850.8.6 - 18.789.9.2	1.060.8.4	
3		27	14.290.8.3	1.600.0.0	4.332.3.9	231.0.0	20		4.125.7.5	
4		28	12.206.8.3	1.600.0.0	9.819.5.6	503.5.2	23.122.8.7	(改) (元入) 23.122.8.7 - 20.000	3.122.8.7	
5		30	13.552.9.0	1.600.0.0	12.281.6.5	666.1.4	26.768.4.3	(改) (元入) 26.768.4.3 - 20.000	6.768.4.3	
6		32	12.770.0.0	1.600.0.0	15.452.1.6	528.9.0	29.822.1.6	(改) (元入) 29.822.1.6 - 20.000	9.822.1.6	
安政1(1854)		35	12.265.1.3	1.600.0.0	14.363.7.7	311.1.1	27.920.7.9	(改) (元入) 27.920.7.9 - 20.000	7.920.7.9	
2										
3		36	17.529.8.6	1.600.0.0	5.261.0.6		24.390.9.2	(改) (元入) 24.390.9.2 - 20.000	4.390.9.2	
4		38	20.499.1.8	1.600.0.0	5.388.3.8		26.903.2.6	(改) (元入) 26.903.2.6 - 20.000	6.903.2.6	
5		39	24.686.4.2	1.600.0.0		(-) 634.4.4	25.651.9.8	(-) 634.4.4 25.651.9.8 - 20	5.651.9.8	
6		4	25.216.7.6	1.600.0.0		(-) 205.0.3	26.611.7.2	(-) 205.0.3 26.611 + 25.651	961.5.2	
万延1(1860)		44	26.136.3.7	1.600.0.0			27.736.3.7	(改) (消入差引) (前年改) 27.736 + 8.812 - 26.611.7.2 (26.816.4.7)	9.732.1.2	

さて、明治四年（一八七二）からの第四期は勘定方法に第三期との相違はないが、この年新貨条例が公布されたことにより、貫匁に変えて円単位で勘定している。

## 五、おわりに

以上は、佐田屋の本店・支店関係の帳簿類を中心に、在郷商人佐田屋の創立及びその経営状態のあらかたについて見たものである。

いわゆる商業帳簿類には、特殊な記載や、用語・符丁が多く、これの利用や解釈によつては、とてつもない大きな誤りを犯しているかも知れない。

賀来氏佐田屋の経営が、江戸期を通じて、浮沈をくり返し乍らも、明治を迎えたことは事実である。

在郷町人の、商活動における利潤が、いかに活用され、それが地域の流通経済にいかなる影響を与え、如何に作用したかについて考察することが、本小稿の当初の目的であった。

文政九年（一八二六）にはじまる西国郡代塩谷大四郎による見立新田計画では、佐田屋賀来太郎兵衛及び芝崎佐田屋の賀来藤兵衛は、ともに「家式相応これあり」との理由から、新田の請負を強要され、鹿伏新田の開発を請負うことになる。

天保期以降の佐田屋史料の中に、商業帳簿に交じつて、猫石及び鹿伏新田に関係する史料が多数散在することは、賀来氏が当期以降、新田開発への投資に積極性を示し、新田地主を志向して行く様子を物語っている。

佐田屋の帳簿によると、長期・短期を通して本・支店で取り扱った商品は、誠に多様であった。

米・麦・大豆を主体とする第一次農業産品をはじめ味噌・醤油・砂糖・油などの加工品、塩その他の海産物、蠟・蠟などの林産及び加工品、「古手」など衣料品、当然乍ら釘などの建築材なども扱っている。

本研究は当初、賀来氏の商活動の中心舞台となった豊後高田の歴史地理、賀来氏佐田屋の創立の更に詳しい経緯、佐田屋本



店及び支店などの経営状態、そして投資的面に及ぶまで考察する計画のもとで、作業を進めたものであったが、結局は、二〇〇点に及ぶ帳簿類の解説作業のみに終止した。

従って、十分な分析を行ない得ないままの未完の作業に留まっている。

しかし、こうした作業自体の必要性を、作業を通して痛感したことだけでも貴重な体験であったと考えている。(この項、一部を後藤加筆)

因みに、最後に分析の中心となった芝崎佐田屋本店・出店関係の帳簿類を一表に示しておく。

(ア) 芝崎佐田屋本店 (別府大学文学部史学科所蔵文書編年目録(第四集)より)

号	改め年代	文書題名	改め番号
47丙 1	延享三年寅正月	延享二年乙丑仕上覚	17
47丙 2	寛延三年午正月	寛延貳己巳上覚	21
47丙 3	寛延四年未正月	寛延三庚午仕上覚	22
47丙 4	宝暦五年亥正月	宝暦四申戌年仕上覚	26
47丙 5	寛暦六年子正月	宝暦五乙亥年仕上覚	27
47丙 6	宝暦七年丑正月	宝暦六丙子年仕上覚	28
47丙 7	宝暦八年寅正月	宝暦七丁丑仕上覚	29

47丙 70	47丙 69	47丙 34	47丙 33	47丙 31	47丙 29	47丙 68	47丙 25-2	47丙 16	47丙 11	47丙 10	47丙 9	47丙 8
安政四年己正月二日	安政三年辰正月二日	安政貳年乙卯正月二日	安政貳年卯正月二日	嘉永七年甲寅正月二日 (安政元年)	嘉永六年癸丑正月二日	嘉永二年戊正月二日	戊嘉永元年申七月廿日	天保十二年辛丑正月五日	天保九年戊戌正月二日	天保八年丁酉正月二日	戊文政十一年子正月二日	文政七年甲申正月二日
辰棚卸下帳	卯棚卸下帳	寅棚卸下帳	嘉永七甲寅仕上帳	丑棚卸下帳	子棚卸下帳	酉棚卸下帳	嘉永元年御銀勘定帳	子棚卸下帳	酉棚卸下帳	申棚卸下帳	亥棚卸下帳	未棚卸下帳
128	127	126	126	125	124	121		112	109	108	99	95

47丙 61	47丙 74	47丙 60	47丙 59	47丙 57	47丙 54	47丙 50	47丙 48	47丙 46	47丙 41	47丙 40	47丙 72	47丙 37
明治三年二月廿二日	明治三年二月十六日迄	明治三年二月十七日	明治三年二月十六日迄	明治貳己巳十月下旬	慶応四年辰正月二日 (明治元年)	元治貳年丑正月五日 (慶応元年)	文久四年子正月二日 (元治元年)	文久三年亥正月二日	安政六年申正月二日 (万延元年)	万延元年申正月二日	安政六年未正月二日	安政五年午正月二日
御銀惣勘定仕帳	拜書写并酒造勘定帳	御銀勘定帳	御銀請拂并當座帳写	拂田村田畑所持之分	慶応三丁卯仕上帳	元治貳甲子仕上帳 (元)	文久三癸亥仕上帳	文久貳壬戌仕上帳	未卸棚下帳	安政六己未仕上帳	午棚卸下帳	巳棚卸下帳
					139	136	135	134	131	131	130	129

(1)

芝崎佐田出店

(別府大学文学部史学科所蔵文書編年目録(第四集)より)

号	改め年代	文書題名	改め番号
47丙 18	天保九戌正月五日	天保八丁酉任上帳	1
47丙 17	天保十亥正月五日	天保九戌戌任上帳	2
47丙 15	天保十亥正月五日	天保九戌戌任上帳	2
47丙 14	天保十亥正月五日	天保九戌戌任上帳	2
47丙 13	天保十亥正月五日	天保九戌戌任上帳	2
47丙 12	天保十亥正月五日	天保九戌戌任上帳	2
47丙 66	明治五年申正月二日	明治四辛未任上帳	143
47丙 65	明治九年子一月廿七日	亥棚卸上帳	147
47丙 71	明治二十七年申午十月	音信帳	
47丙 63-2	明治貳拾九年七月上旬	玉津賀来家第一回營業報告書	

47丙 35	47丙 32	47丙 30	47丙 28	47丙 27	47丙 26	47丙 25-1	47丙 24	47丙 23	47丙 22	47丙 21	47丙 20	47丙 19
安政二年卯正月五日	安政元年寅正月五日	嘉永六年丑正月五日	嘉永五年子正月五日	嘉永四年亥正月五日	嘉永三年戌正月五日	嘉永二酉正月五日	嘉永元申正月二日	弘化四年未正月五日	弘化三年午正月五日	弘化二年巳正月四日	弘化元年辰正月五日	天保十四年卯正月五日
嘉永七甲寅仕上帳 (安政元年)	嘉永六癸丑仕上帳	嘉永五壬子仕上帳	嘉永四辛亥仕上帳	嘉永三庚戌仕上帳	嘉永貳己酉仕上帳	嘉永元戊申仕上帳	弘化四丁未仕上帳	弘化三丙午仕上帳	弘化貳乙巳仕上帳	天保十五甲辰仕上帳 (弘化元年)	天保十五癸卯仕上帳 (四)	天保十三壬寅仕上帳
18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6

47丙 55	47丙 53	47丙 52	47丙 51	47丙 49	47丙 47	47丙 45	47丙 44	47丙 43	47丙 42	47丙 39	47丙 38	47丙 36
明治元年辰正月五日	慶応三年卯正月五日	慶応二年寅正月五日	慶応元年丑正月五日	元治元年子正月五日	文久三年亥正月五日	文久二年戌正月五日	文久元年酉正月五日	万延元年申正月五日	万延元年申正月五日	安政六年未正月五日	安政五年午正月五日	安政四年巳正月五日
慶応三丁卯仕上帳	慶応貳丙寅仕上帳	慶応元乙丑仕上帳	元治貳甲子仕上帳	文久三癸亥仕上帳	文久貳壬戌仕上帳	文久元辛酉仕上帳	萬延元庚申仕上帳	安政六己未仕上帳	未滿卸下帳	安政五戊午仕上帳	安政四丁巳仕上帳	安政三丙辰仕上帳
31	30	29	28	27	26	25	24	23	23	22	21	20

47丙 73	47丙 67	47丙 64	47丙 63-3	47丙 63-1	47丙 62	47丙 58	47丙 56
明治九年子一月廿七日	明治八年亥二月十日	明治七年戌二月廿日	明治六年酉二月五日	明治五年申正月五日	明治四年未正月五日	明治三年午正月五日	明治二年巳正月五日
亥棚卸仕上帳	戌棚卸仕上帳	明治六癸酉仕上帳	明治五壬申仕上帳	明治四辛未仕上帳	明治三庚午仕上帳	明治三巳巳仕上帳 (元)	明治貳戊辰仕上帳 (元)
39	38	37	36	35	34	33	32

註(1) 豊後高田市新町・賀来弘之氏所藏「賀米氏系図」

(2) (1)に同じ

(3) 「佐史」四七丙十一号

(4) (1)に同じ

(5) (1)に同じ

(6) 半田隆夫校訂「中津市令録」第一輯

(7) (1)に同じ。

- (8) 半田隆夫校訂『中津市令録』
- (9) (1)に同じ
- (10) 『寛政重修諸家譜』第一卷
- (11) 荒木豊三郎『増訂日本古紙幣類鑑』
- (12) 『佐史』四七丙八号
- (13) 大分合同新聞『大分の歴史』第六卷
- (14) 宇佐市『宇佐史』中卷

参 考 文 献

児玉幸多、豊田武編『体系日本史叢書・流通史』  
後藤重巳、豊田寛三『大分の歴史』第七卷

『大阪市史』第四卷下

中井信彦『幕藩社会と商品流通』

その他